

令和4年度  
山形地方最低賃金審議会  
[第4回]

議 事 録

令和4年8月26日(金)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年8月26日(金)  
10時～10時55分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員15名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員	大類 亜季 委員	岩田 雅史 委員
コーエンズ 久美子 委員	小川 修平 委員	太田 宏明 委員
本間 佳子 委員	柿崎 隆英 委員	大沼 拓雄 委員
丸山 政己 委員	長瀬 久子 委員	鈴木 仁 委員
村山 永 委員	長谷部 泰晴 委員	丹 哲人 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局)	労働基準部長	横田 秀樹
	賃金室長	高橋 利明
	賃金指導官	小林 美里
	賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

- (1) 山形地方最低賃金審議会の意見に関する意義の取扱いについて
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について

5 その他

6 閉 会

令和4年度第4回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和4年8月26日（金）

会 長

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本年度第4回の山形地方最低賃金審議会を開催いたします。初めに、事務局から本日の出席者の状況及び審議の前に報告することがありましたらお願いいたします。

賃金室長

本日は、委員全員の出席がございましたので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっております。傍聴席の方に4名の方がいらっしゃいます。また、報道機関1社から取材の申込みがございました。なお、カメラ撮影につきましては、頭撮りと諮問文、答申文の受け渡しの場面を許可しておりますので、併せてご報告申し上げます。

会 長

それでは、議事に先立ちまして、全国の地域別最低賃金の改定状況について報告してください。

賃金室長

一枚物のペーパーをお配りしております。全国の答申状況でございます。答申後の金額が高い順に並べております。今回、新たに大阪が1,000円を超えました。下の方に行くほど目安額に上乘せした県が多くなっております。1円上乘せしたのが9県、2円上乘せしたのが山形、愛媛、九州勢など8県、3円上乘せしたのが岩手、鳥取、島根、高知、沖縄の5県であります。最高額が東京ですけれども1,072円と最低額853円との差は219円となりまして、これまでより2円縮まりました。最高額に対する最低額の割合としては79.6%になります。今回、岩手と鳥取が3円上乘せしましたので山形と並び854円というような状況でございます。以上です。

会 長

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。初めに、8月10日の当審議会の答申に対する異議の申出について、事務局から説明してください。

賃金室長

8月10日に答申を頂いた後、直ちに異議申出の公示を行いましたところ、山形県労働組合総連合勝見忍議長と山形県医療労働組合連合会渡辺勇仁執行委員長の連名で異議の申出がございました。ほかに個人の方から1件、合わせて2件の異議申出がございました。本日の資料No.1-1、1-2として写しを配付しております。なお、本日の審議に資するため、委員の皆様には事前にお示しさせていただいたところでございます。

会 長

それでは、8月10日の当審議会の答申に対する異議の申出がありましたので、山形労働

局長から異議の申出に関する諮問を受けることといたします。

#### 労働局長

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問。標記について、山形県労働組合総連合議長勝見忍及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁ほか1名から、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

#### 会 長

それでは、これから審議に入ります。異議申出の内容について、事務局から説明してください。

#### 賃金室長

それでは、資料No.1-1をご覧ください。山形県労働組合総連合勝見忍議長と山形県医療労働組合連合会渡辺勇仁執行委員長の連名で異議申出がございました。まず、前文のところを要約いたしますと、今年度の中央最低賃金審議会が目安制度開始以降最大の引上げ額を示す中で、さらに2円を上積みして山形県最低賃金を854円にすると答申し、東京との格差を縮小したことは評価し敬意を表する。また、中小企業支援について政府に対して意見表明したことを評価する。しかしながら、とりわけ非正規労働者にとっては、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活が実現できる水準には及ばず、このところの急激な物価高騰にも対応できない。中央との格差、全国平均との格差を放置すれば、地方の過疎化・少子化・人口減少が加速する。当面、せめて時給1,000円を求める声が多い。このような立場から異議を申し立てる、ということがございます。めくっていただきまして、三項目の異議のところを読み上げます。

1 山形県最低賃金額を854円とするとした答申については不十分であり、再審議を求めます。長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなど非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開し、現状の急激な物価高騰に対応するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

2 人口減少や労働力の流出を食い止めるため、地域間格差の是正をより一層重視してください。そのため、厚生労働省及び中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見を送付してください。

3 どのような審議を経て答申に至ったのか、本審議会の公開のみでは多くの県民が理解することはできません。審議会は、専門部会も含めて全面公開してください。

次に、異議を申し立てる理由のところを要約しますと、

(1) 全国どこでも時間額1,500円の必要性。答申された最低賃金額では、健康で文化的な最低限度の生活は極めて困難。月額148,425円にとどまり、年収にしても1,781,102円にすぎず、ワーキングプアの域を脱していない。若年単身者が親元を離れ、健康で文化的な最低限度の水準で自立した生活をする場合、全国どこでも時給1,500円かそれ以上、月額220,000円から240,000円の賃金が必要である。山形県最低賃金が答申どおり32円引上げならば、東京都との格差は1円縮まるが、依然218円の開きがあり、年収にして392,400円もの格差が温存されることは容認できない。本県の人口減少・労働力の流出の要因の一つに低賃金や賃金格差があるとすれば、審議会として、どのように格差を是正するかの検討は避けられない。現行のランク制度のあり方について見直しを求めることも含め厚生労働省や中央最低賃金審議会に対して意見を示すことが必要。

(2) 引上げが物価高騰に追いついていない。消費者物価の基礎的支出項目が4.4%上昇しているが、中央最低賃金審議会の目安額31円は3.3%、山形県最低賃金の854円でも3.9%の上昇にとどまっている。政府や中央最低賃金審議会の対応が不十分だからこそ、山形地方最低賃金審議会には、山形県内の労働者・使用者を代表する立場で、必要な水準を示すことが期待されている。

(3) ケア労働者の賃上げ・地域間賃金格差解消の必要性。医療・介護職は、働く県によって賃金格差が80,000円から90,000円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。

(4) 専門部会が非公開なため金額審議が不透明。最低賃金法では審議の公開が原則であることから、専門部会についても公開していただきたい。単に前年度に幾ら上積みするかにとどまらず、生活できる賃金額は幾らか、その実現に必要な中小企業支援の内容や規模はいかなるものと考えられるかなど、個別企業の事情などにとどまらず全体的なことが審議されるべきと考える。審議の過程が全く分からず、結論だけが示されることから、公開の在り方の改善を求める。以上でございます。

それからもう1件、資料No.1-2をご覧ください。個人の方からでございます。文面から、ご自分とご息子がパートタイムの形態で就労されているようで、最低賃金1,500円を求めるとの内容でございます。

以上、2件の異議申出についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、異議申出につきまして、各委員からのご意見をお願いいたします。  
最初に労働者側お願いいたします。

小川委員

異議申出についての意見を述べさせていただきます。私どもも労働組合なので、内容については私どもが考えている内容と共通する部分が多いと思いますが、答申の最低賃金額は、それも含めて公労使三者で真摯に協議を行った結果、導き出した金額であります。また、最低賃金は、決定に際して考慮すべき三要素の中に支払能力というのがありまして、私どもも日々、会社生活を送る中で、経営者の支払能力等々の厳しさを日々感じております。その点も踏まえて審議会において総合的な判断をして導き出した結果だというふうに考えております。もう一つの訴えについては、山形県の大きな課題である、女性の一人親子育て世帯の貧困が拡大しているという問題にもつながることでもあります。私どもも繰り返し訴えてきたことであり、この問題も含めて審議を尽くしたと考えておりますので、これらの異議に対しては却下が妥当であると思っております。

会 長

では続いて、使用者側お願いいたします。

丹 委 員

今回の答申については、使用者側は賛成したものではございません。反対を投じましたが、結果的に賛成多数でこの金額になったわけです。結果に対しては必ずしも同意できない部分もあります。とはいえ、先ほど労働者側の代表が言われたように、公労使の三者で話し合い、審議を積み重ねた結果については尊重するべきだと考えていますので、却下が妥当なのではないかと考えています。

## 会 長

では、公益委員どなたかご意見ございますか。それでは、私のほうから公益委員の一人として申し上げます。県労連さんほかからの異議申出書で2ページの上の方で三点、ご指摘がございますので、この項目に合わせて述べたいと思います。

まず一点目、金額が不十分であるというご指摘を頂いた点ではありますが、最低賃金を決定する際に考慮すべき要素として、最低賃金法は第9条第2項において、労働者の生計費、それから賃金、更に事業者の支払能力という三つの要素、これを条文に掲げております。物価高騰というご指摘がありますが、物価高騰は事業者にとっては原材料高を意味するものでありまして、特に山形県の事業者の場合には、製品価格に簡単に転嫁することが難しい中小企業である場合が多いということを考えますと、そうした企業の支払能力を相当程度低下させる事象としてこの原材料高を考えなければなりません。このような要素を踏まえて公労使三者が総合考慮の上、導き出したこの度の金額でありますので、この点をご理解いただきたいと思います。

二点目、地域間格差の是正などの点については、当審議会としても、この格差是正、縮小の方向ということは強く意識をして審議を行ったものであります。そのため、目安どおりの答申は全体で25都府県、目安プラス1円が9県、合計34県あったわけではありますが、当県は目安プラス2円という答申をしております、僅かではありますが格差縮小の方向に踏み出しているというところをご理解いただきたいと思います。また、全国一律の最低賃金制度への移行を求める意見書の提出を求めておられますが、全国一律ということにすれば、都道府県ごとの審議会が不要になるものと思われませんが、これは法改正によるほかに立法の問題と言わなければなりません。また、都道府県別を前提として存在している当審議会が自らの存在を否定するような意見具申をする意味合いにもなりますので、その意味でもこの点は不適切かと思えます。また、ランク制度につきましては、これを廃止すると当然格差是正に結び付くかどうかというところの因果関係は、何とも言えないのではないかとこのように考える次第です。

それから三点目。専門部会の公開についてであります。異議申出書の3ページの下の方で、鳥取の例を引いて理由を述べておられましたので、事務局に鳥取の審議会が専門部会をどうしているのか事実関係を確認していただきました。そうしましたところ、鳥取も公益と労働者側、それから公益と使用者側、他方の当事者が入らない形で個別に折衝している部分は公開していない。その部分は専門部会の流れではありますが、専門部会を一旦休止の扱いにした上で個別の協議を行っている。その個別の部分は公開していないということでしたので、鳥取も専門部会を通しで全部公開しているわけではない、ということを確認しておきたいと思えます。その上で、個別協議でない部分というのが専門部会にあるわけですが、当審議会の実情でいいますと、それは冒頭部分と最後の部分だけで、冒頭部分では、個別協議で進めることでよろしいでしょうかと双方に確認をとるくらいの手続です。それから最後の部分は、本日の審議会はここまでなので、なお継続審議とします。次回はいつですというような事務的な確認をするだけの部分ですので、その前後の部分だけを公開してもほとんど意味はないであろうという判断で、専門部会は全体を非公開にしているというわけですので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。やはり、個別協議の場面では、公開の場ではなかなか話せないような情報を含めたやり取りがなされますので、そこまで公開することは不適當というふうに判断している次第であります。私からは以上です。ほかに付け加えることがありましたら。

**小川委員**

申出書に鳥取の審議状況のことが載っていましたので、連合鳥取の担当者に聞いたところ、今言われたとおり、個別審議については非公開で行っているとのことでした。個別審議まで公開してしまうと、更に踏み込んだ議論には至らないという理由から非公開で、それぞれ、公労、公使という個別審議を行っているということでしたので、申出書の記述については誤りがあると考えます。

**会 長**

ほかにご意見のある委員はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。それでは、8月10日の答申につきましては、労働者側委員、使用者側委員、公益委員それぞれの意見を踏まえて、十分に審議した上で出した結論でありますし、この度の異議申出の内容についても、調査・議論を十分に尽くしたものであるというふうにとただ今判断いたしまして、本審議会の答申どおり決定することが適切と考えますが、いかがでしょうか。異議はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）それでは、全員異議がないものと認めます。これにより、全会一致で本審議会の答申どおりとすることを決定いたしましたので、その旨、山形労働局長に答申することといたします。答申文案作成のために一旦休憩といたしますが、どの程度時間を見ればよろしいでしょうか。

**賃金室長**

5分ほど時間を頂いてよろしいでしょうか。

**会 長**

そうしましたら、その程度休憩とし、案ができしだい再開ということにしたいと思います。  
（ 休 憩 ）

**会 長**

それでは、審議を再開いたします。答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

**賃金室長**

それでは、読み上げさせていただきます。案、令和4年8月26日、山形労働局長小森則行殿、山形地方最低賃金審議会会長村山永。当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申。令和4年8月26日貴職から、8月10日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する山形県労働組合総連合議長勝見忍及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁ほか1名からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記、令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適切である。以上でございます。

**会 長**

ただ今、読み上げていただいた答申文案について、各委員からご異議はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）では、異議がないようですので、この内容で山形労働局長に答申することといたします。答申いたします。

**労働局長**

ありがとうございました。

会 長

それではここで、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

労働局長

ただ今、早速のご審議によりまして、村山会長から山形県最低賃金の改正案に対する異議申出に係る答申を頂きました。大変ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、8月10日に昨年度から32円引き上げて854円に改定する旨の答申を頂き、また本日、異議申出に対するご審議を行っていただき、大変ご苦労をおかけいたしました。心から深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日、特定最低賃金に係る事案もございましたので、大変恐縮でございますけれども、引き続きご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

会 長

それでは、今後の事務手続の流れについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、異議申出に関しての答申を頂きましたので、直ちに官報公示の手続をとることといたします。9月6日付けの官報に登載されまして10月6日の効力発生となります。以上です。

会 長

ただ今説明のありました手続の流れについてですが、特にご質問等ございませんね。

それでは、ここから議事の二つ目、特定最低賃金の改正決定の必要性についての審議に入ります。前回の審議におきまして、労働者側からご意見を頂いたところでありますが、更に議論を続けることとなります。それぞれからご意見を頂きたいと思いますが、労働者側、前回に更に付け加えることはございますでしょうか。

小川委員

やはり、山形県では全体的に人手不足が非常に深刻になっておりまして、処遇改善が喫緊の課題と考えております。そのためにも、この四業種は、地域別最低賃金より優位性のある最低賃金額を担保している産業でありますので、しっかりと労使のイニシアチブを発揮して、人手不足対策のためにも優位性を持った金額を担保していただくのが重要だと考えております。

会 長

では、続きまして使用者側からお願いいたします。

丹 委 員

毎回申し上げますが、やはり特定最低賃金というのは屋上屋ではないかという疑問を払拭できません。特に、ここ数年は毎年的大幅な最低賃金の引上げがあって、地域別最低賃金との差が年々縮小しています。そういう意味では、法律で業種を定めて最低賃金を規定する意味があるのかという疑問も感じています。とはいえ、これまで労使が話し合いを重ねてきた歴史もありますので、申出に関してはお受けするつもりです。



会 長

ほかの委員の皆様、これに付け加えるようなご意見はございませんか。双方よろしいですか。公益側もよろしいですか。改正の必要性に関する答申につきましては、原則として全会一致が必要ということで運用をしてきているところではありますが、ただ今のご意見によりますと、使用者側も必要性有りとする答申には異議はないという趣旨と理解しましたが、その点よろしいですね。

丹 委 員

審議には真摯に応じさせていただきます。

会 長

念のため全体にお伺いしますが、必要性有りとの答申について異議のある方はいらっしゃいませんね。（「異議なし」の声）それでは、諮問を受けました4件の山形県特定最低賃金改正の必要性については、全会一致で必要性有りということで答申をいたします。答申文案を作成していただくために一旦休憩を入れることになるかと思いますが、5分程度でよろしいですか。それでは、答申文案ができるまで休憩といたします。

（ 休 憩 ）

会 長

それでは、審議を再開いたします。

答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

賃金室長

案、令和4年8月26日、山形労働局長小森則行殿、山形地方最低賃金審議会会長村山永。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

二つ目でございます。日付と肩書、氏名は省略させていただきます。山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

三つ目でございます。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係

る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

四つ目でございます。山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和4年8月10日付け山形労発基0810第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。以上でございます。

会 長

ただ今読み上げていただきました答申文案の内容についてですが、委員の皆様から特段ご意見はございませんね。それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。答申いたします。

労働局長

ありがとうございます。

会 長

それでは、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

労働局長

ただ今、4件の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申を頂きました。各委員の皆様のご尽力に対しまして改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

早速ではございますけれども、この4件の山形県特定最低賃金につきまして、一括して金額改正の諮問をさせていただきたいと思います。度重なるご審議となり、大変ご苦勞をおかけすることとなりますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

会 長

それでは、山形労働局長から山形県特定最低賃金の金額改正についての諮問を受けることといたします。

労働局長

令和4年8月26日、山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小森則行。最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記4業種の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。よろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今、4件の特定最低賃金の金額改正についての諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設置することとなります。専門部会の委員の任命等について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、専門部会の設置と専門部会委員の推薦について申し上げます。本日、労働局

長から特定最低賃金の改正決定について諮問がなされましたので、最低賃金法第25条第2項及び山形地方最低賃金審議会運営規程第4条に基づきまして、専門部会の設置が必要となります。つきましては、本日から2週間、9月9日まで、各専門部会委員の推薦を募る公示を行いまして、労使各側から3名ずつを任命することとなります。公益委員につきましては本審議会の公益委員の中から各3名を任命することとなります。以上です。

#### 会 長

専門部会に関するただ今の説明につきまして、何かご質問などございますでしょうか。よろしいですね。

続きまして、特定最低賃金の改正の効力発生日についてであります。これまで確認してきましたとおり、本年の12月25日という予定でよろしいでしょうか。ご異議ございませんね。（「異議なし」の声）それでは、効力発生日を12月25日ということにいたします。後ほど事務局から説明がありますが、官報公示などの手続のため、労働局長に対する答申の期限が10月26日となります。各産業別の審議日程については、第1回合同専門部会で正式に決定することになりますが、労使各側委員及び推薦された業界からの代表委員には、大変タイトな日程での審議をお願いすることとなります。特段のご配慮を頂きまして、10月26日までの答申に向けてのご審議をよろしくお願いしたいと思います。日程などにつきまして事務局から具体的にご説明ください。

#### 賃金室長

それでは、審議日程について申し上げます。まず、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取に関する公示を本日から9月16日まで行います。意見が提出された場合には、直ちに本審委員及び専門部会委員の皆様にご報告いたします。

次に、特定最低賃金専門部会のスケジュールについてですけれども、第1回専門部会については、各部会とも、部会長と部会長代理の選出、専門部会の運営規程の確認、それから専門部会の審議日程が議題となる予定でありますので、例年どおり合同専門部会という形で開催させていただきたいと考えておりまして、日程については9月下旬で調整中でございます。各専門部会の日程につきましては、委員の皆様のご都合を確認させていただいて速やかに調整したいと考えております。

なお、答申を頂く本審議会の開催につきましては、先ほど村山会長からございましたように、発効日との関係で10月26日までに開催する必要がありますので、あらかじめ委員の皆様のご都合を確認させていただきました。10月26日水曜日の午前10時30分からの開催を提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 会 長

それでは、次回の本審議会につきましては、10月26日水曜日午前10時30分から開催することを確認したいと思います。よろしいですね。ほかに事務局からの説明等について質問・ご意見などございませんでしょうか。よろしいですね。

今後の審議ですが、第1回合同専門部会と10月26日予定の第5回本審議会については、共に公開で行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。それでは、9月下旬開催の第1回合同専門部会及び10月26日に開催する第5回本審議会は、いずれも公開で行うことといたします。

予定していた議事はこれで終了となりますが、この場で特に発言のご希望はございますか。なければ、本日の審議会はこれで終了といたします。ありがとうございました。